

告発状

令和7年8月29日

北海道警察札幌方面中央警察署長 殿

札幌市西区西野4条5丁目10-5

告発人 古野 生真

〒001-0023

札幌市北区北23条西8丁目3-33

c o n e c o b l d . 1階

札幌北商標法律事務所

電 話 011-700-0700

FAX 011-700-0701

告発人代理人弁護士

川上 大雅

同

弁護士

矢嶋 史音



住所（勤務先）

札幌市中央区大通西10丁目

札幌第2合同庁舎

職業

札幌中税務署職員

被告発人ら



告発の趣旨

被告発人らの以下の行為は、虚偽公文書作成罪（刑法156条、155条1項）及び同行使罪（刑法158条1項、156条）に該当するので、被告発人らを厳罰に処することを求め、ここに告発いたします。

告発事実

被告発人らは、共謀して、札幌中税務署法人課税部門の職員として、札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎所在の札幌中税務署に勤務し、札幌市中央区南三条東一丁目4-2所在のFAREAST EATING株式会社の代表取締役古野生真に対する質問検査に関する職務を担当していたものであるが、同社に対し、吉本淳が経営する洋食コノヨシ南十二条店の売上除外に係る税金は吉本淳に課税されるべきであるが、これをFAREAST EATING株式会社に課税をすることを企て、令和5年2月20日、同社において、行使の目的で、ほしいままに、同社は洋食コノヨシ南十二条店を経営しておらず、真の経営者は吉本淳であるにもかかわらず被告発人らの署名のある同人らを作成名義とする質問応答記録書に、「問1 (略) 南12条店を実際に経営しているのは誰ですか。」「答1 (略) 吉本は表見上の雇われ事業主であり、実質的に南12条店を経営しているのは私です。」「問2 なぜ吉本さんが南12条店の個人事業主として保健所の申請や確定申告をしているのに南12条店の経営を行っておらず、あなたが経営しているのですか。」

「答2 (略) 吉本としては、名義を貸しただけなので南12条店の経営には携わっておりません。そのため、南12条店の日々の売上や現金の管理、仕入計画や資金計画は全て私が行っており、新たに従業員を雇う時や設備を導入する際にも吉本ではなく私が意思決定を行っています」「問6 南12条店の売上は、誰が申告すべきだったと思いますか。」「答6 南12条店の売上は、ファーストを設立する前の平成27年6月までは私が個人で申告すべきだったと思います。また、ファースト設立後は、ファーストで南12条店の仕入れ代金や光熱費などの費用を負担していることから、ファーストが南12条店の

売上を含めて法人税や消費税の確定申告をすべきでした。」と記載し、もって公務員として自己の職務に関し、虚偽の公文書を作成した上、同月20日ころから同年3月2日ころまでの間、これを札幌中税務署長及び同副署長に提示、及びFAREAST EATING株式会社に対する令和5年10月25日付更正処分を不服としてした同年12月19日付審査請求において、国税不服審判所に提示して行使したものである。

以上